

中部総合事務所ギャラリー運営要領

平成16年4月13日
鳥取県中部総合事務所県民福祉局

(目的)

第1条 この要領は、中部総合事務所が「県民に親しまれる明るい総合事務所づくり事業」のうちの「文化的で明るい庁舎づくり」のため中部総合事務所内に設置した掲示板、ショーケース等（以下「中部総合事務所ギャラリー」という。）の運営に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(位置)

第2条 中部総合事務所ギャラリーの位置は、次に掲げる場所の壁面等とする。

- (1) 1号館A棟正面玄関ホール
- (2) 1号館A棟北側1階から2階への階段
- (3) 1号館A棟から1号館B棟への渡り廊下（2階）

(利用の範囲)

第3条 中部総合事務所ギャラリーは、次の各号に定めるものを展示する場合に利用できるものとする。

- (1) 県民及び中部総合事務所職員並びに中部地区の県の機関に勤務する職員（以下「県民等」という。）が作成した絵画、写真、書、彫刻、鉢花、生花、生け花、陶芸品及びこれらに類するもの（以下「絵画等」という。）
 - (2) 県が主催者（共催者である場合を含む）となって募集した絵画等。
 - (3) その他鳥取県中部総合事務所長（以下「中部総合事務所長」という。）が適当と認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。
- (1) 政治活動及び宗教活動を目的とするものと認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(利用の期間)

第4条 絵画等の展示期間は、月曜日から金曜日（5日間）を1クールとし、2クールを原則とする。ただし、展示物の内容（鉢花、生け花等）、あるいは利用者の都合等により必要な場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

(利用の申し込み)

第5条 県民等が、中部総合事務所ギャラリーを利用しようとするときは、様式1の申込書に必要事項を記載して中部総合事務所長（県民福祉局）に提出するものとする。

2 前項の申し込みは、様式1の申込書を郵送、ファクシミリまたは電子メールにより送付するか、様式1の申込書に定める事項を電子メール（行政機関以外の場合に限る。）で送信することにより行うことができる。

(職員の申し込みに係る特例)

第6条 中部総合事務所に勤務する職員（外郭団体を含む。）及び中部地区の県の機関に勤務する職員が中部総合事務所ギャラリーを利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、別に定める方法により申し込むことができる。

(利用に関する調整)

第7条 中部総合事務所長（県民福祉局）は、申し込みが重複したときは、利用に関する調整を行うものとする。

(利用可能な場合等の連絡)

第8条 中部総合事務所長（県民福祉局）は、申込者に対し、利用の可否等を様式2により連絡するものとする。

(利用に関する事項)

第9条 中部総合事務所ギャラリーの利用者は、その利用にあたっては、中部総合事務所県民福祉局職員の指示に従うものとする。

(利用に関する広報)

第10条 中部総合事務所長は、利用状況に応じて、中部総合事務所ホームページに掲載するなど広報に努める。

(利用できなくなった場合の報告)

第11条 利用者は、中部総合事務所ギャラリーを利用できる旨の通知を受けていたにもかかわらず、利用できなくなった場合、速やかに中部総合事務所長（県民福祉局）に連絡するものとする。

(その他)

第12条 展示に当たっての作品等の毀損、紛失等が生じた場合でも、利用者は県に負担を求めないものとする。

2 その他中部総合事務所ギャラリーの運営に当たり支障が生じた場合は、利用者と中部総合事務所長（県民福祉局）がその都度協議して決定するものとする。

附則

この要領は、平成16年4月13日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月22日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年2月17日から施行する。